

現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領

制 定 平成26年3月11日
最終改正 令和5年2月27日

(目的)

第1条 この要領は、山武郡市広域水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する工事に係る現場代理人の工事現場への常駐義務緩和の要件及び事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐義務緩和の要件)

第2条 建設工事請負契約の締結後において、次の各号に該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。

- (1) 工事現場において、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間。
- (3) 工事完成通知書の提出があった日から引渡しまでの期間。
- (4) 請負金額が500万円未満の工事。ただし、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

2 当該工事の現場代理人が他の企業団発注工事の現場代理人（主任技術者を兼任する場合を含む。）を兼任することについて、受注者から申し出があり、次に該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。ただし、特記仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。

(1) 次のア及びイの条件を満たすもの。

ア 兼任する工事は、前項第1号から第3号に該当するものを除き、すべて請負金額が4,000万円未満（建築一式工事にあつては8,000万円未満）であること。

イ 兼任する工事は、前項第4号に該当するものを除き、当該工事を含め2件までであること。

3 当該工事の現場代理人が、他の工事の主任技術者を兼務することについて、受注者から申し出があつたときは、前項第1号に該当する場合に、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。なお取扱いについては別紙のとおりとする。

(現場代理人を兼任させる場合の事務)

第3条 受注者は次の各号に該当するときは、企業団に対し届出を行うものとする。

(1) 契約締結時の書類について

受注者は、現場代理人の兼任を希望する工事の契約を締結する場合、契約締結時に主任技術者等選任通知書（写）に加えて、現場代理人兼任届（別記第1号様式）を提出する。

(2) 兼任の解除及び変更について

ア 兼任している工事の一方が竣工（企業団の引渡後）した場合等、現場代理人を兼任する必要がなくなったときは、契約継続中の工事について、現場代理人兼任解除届（別記第2号様式）を提出する。

イ 次のいずれかに該当する場合は、兼任をしている工事について現場代理人変更届（企業団建設工事適正化指導要領様式第9号）を提出する。

(ア) 設計変更により、一方の工事の請負金額が4,000万円以上（建築一式工事にあつては8,000万円以上）となった場合。

- (イ) 病気・死亡・退職等特別な場合で、企業長がやむを得ないと認めた場合。
- 2 現場代理人が他の工事の主任技術者を兼務するときは、前項の規定を準用するものとする。

(現場代理人の責務)

第4条 現場代理人は、常駐を要しないときであっても、契約上の職務を免じるものではない。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に契約を締結する工事に適用する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別紙)

現場代理人及び主任技術者の工事の兼任ができる場合は、以下5つの事例のみとします。

- ① 現場代理人及び主任技術者を同一の技術者が兼ねる場合
- ② 両方の工事の現場代理人と1件の工事の主任技術者を同一の技術者が兼ねる場合
- ③ 両方の工事の現場代理人を同一の技術者、両方の工事の主任技術者を別の同一の技術者が兼ねる
場合
- ④ 両方の工事の現場代理人は同一の技術者で、主任技術者は別々の技術者の場合
- ⑤ 1件の工事の現場代理人と両方の工事の主任技術者を同一の技術者が兼ねる場合

| 番号 | ① | | ② | | ③ | |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 工事1 | 工事2 | 工事1 | 工事2 | 工事1 | 工事2 |
| 現場代理人 | A | A | A | A | A | A |
| 主任技術者 | A | A | A | B | B | B |

| 番号 | ④ | | ⑤ | |
|-------|-----|-----|-----|-----|
| | 工事1 | 工事2 | 工事1 | 工事2 |
| 現場代理人 | A | A | A | B |
| 主任技術者 | B | C | A | A |

現場代理人兼任届

年 月 日

山武郡市広域水道企業団
企業長 様

住 所
商号または名称
代表者職氏名 印

次のとおり、現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領に基づき、現場代理人を兼任することとしましたので届け出ます。

なお、本件工事の契約に関し、現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領第2条の要件を満たしていること、また、これを満たさなくなったときは、直ちに兼任を解除することを誓約するとともに、当該工事の現場代理人の兼任に関する違反の事実が明らかになった場合には、契約解除等の措置をされても異議を申し立てません。

| 現場代理人氏名 | | |
|-----------|---------|------------------|
| 本件工事 | 工 事 名 | |
| | 契 約 金 額 | |
| | 工 期 | 年 月 日 から 年 月 日まで |
| | 摘 要 | |
| 兼任となる他の工事 | 工 事 名 | |
| | 契 約 金 額 | |
| | 工 期 | 年 月 日 から 年 月 日まで |
| | 摘 要 | |

※ 添付書類

1. 兼任する他の工事の契約書（写）（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の記載のある箇所）
2. 兼任する他の工事の主任技術者選任通知書（写）又はこれに相当する書面
3. 専任技術者一覧（写）

注1 契約金額が500万円未満の工事であっても、現場代理人を兼任する場合は、届出の対象となることに留意すること。

注2 「兼任となる他の工事」欄が不足する場合は、別紙に記載すること。

注3 「兼任となる他の工事」が追加となる場合は、兼任となる工事をすべて記載したうえで、改めて提出すること。

現場代理人兼任解除届

年 月 日

山武郡市広域水道企業団
企業長 様

住 所
商号または名称
代表者職氏名 印

次のとおり、現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領に基づき、現場代理人の兼任を解除することとしましたので届け出ます。

| | |
|------|--|
| 工事名 | |
| 契約金額 | |
| 工 期 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 解除理由 | <input type="checkbox"/> 本件工事の現場代理人を変更し、兼任を解除 <input type="checkbox"/> 兼任する他の工事の現場代理人を変更し、兼任を解除 <input type="checkbox"/> 兼任する他の工事に係る契約の履行が完了 <input type="checkbox"/> その他（具体的に記載） |